

県南広域振興局長告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年5月31日

県南広域振興局長 小 島 純

通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0350980033	一関市	老健ふじさわ	一関市藤沢町藤沢字町裏52番地2	令和6年5月31日